

地方消費税交付金（社会保障財源分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%になったことに伴い、地方消費税も1%から1.7%となり、令和元年10月からは消費税率が10%に引き上げられ、10%のうち2.2%（軽減税率は1.76%）が地方消費税となりました。

この地方消費税交付金の増収分（社会保障財源分）については、全て「社会保障施策に要する経費」にあてるとされており、斜里町における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなっています。

【歳入】 7款 1項 1目 地方消費税交付金（社会保障財源分） 173,059 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,186,596 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

区分	款	項	目名	令和5年度 予 算 額	特定財源		一般財源		備 考
					国・道支出金	そ の 他	社 会 保 障 財 源 化 分 の 地 方 消 費 税 交 付 金	そ の 他	
社会福祉	民生費	社会福祉費	1. 社会福祉管理費	29,805	4,399	0	2,961	22,445	
			2. 心身障害者及び母子特別対策費	373,472	269,742	2,160	11,837	89,733	
			3. 子ども通園センター費	18,297	475	16,659	135	1,028	
			4. 総合保健福祉センター費	11,597	0	147	1,334	10,116	
			5. 老人福祉費	57,115	1,125	7,727	5,625	42,638	
			6. 在宅福祉推進費	57,603	10,950	920	5,330	40,403	
			8. 医療保険費	38,162	15,291	2,133	2,417	18,321	
			小計	1,075,771	541,240	39,471	57,694	437,366	
		児童福祉費	1. 児童福祉管理費	139,873	117,999	0	2,549	19,325	
			2. 子育て支援センター費	4,208	1,568	0	307	2,333	
			3. 常設保育園費	118,321	1,265	7,432	12,776	96,848	
			4. へき地保育所費	71,240	38,035	2,049	3,631	27,525	
			5. 児童育成費	59,342	12,346	244	5,448	41,304	
			6. 子ども・子育て支援対策費	96,736	68,045	0	3,344	25,347	
社会保険	民生費	福祉会費	5. 老人福祉費（介護保険事業）	190,399	13,633	500	20,542	155,724	
			8. 医療保険費（国民健康保険事業）	90,133	57,413	0	3,813	28,907	
			8. 医療保険費（後期高齢者医療事業）	185,838	33,585	0	17,743	134,510	
		小計	466,370	104,631	500	42,098	319,141		
保健衛生	衛生費	保健衛生費	1. 保健衛生管理費	571,403	0	0	66,591	504,812	
			3. 保健対策推進事業費	14,220	233	3,318	1,243	9,426	
			4. 予防費	34,181	224	2,542	3,661	27,754	
			5. 母子保健対策費	22,954	9,454	0	1,573	11,927	
			6. 精神保健対策費	1,189	0	0	139	1,050	
			7. 保健師活動費	508	0	0	60	448	
			小計	644,455	9,911	5,860	73,267	555,417	
合計				2,186,596	655,782	45,831	173,059	1,311,924	